

事務事業名	児童扶養手当支給事業				担当	健康福祉部 児童家庭課 児童家庭係			
政策名	C	思いやりと安心に満ちたみんな元気なまちづくり				電話番号	0285-83-8131		
施策名	2	子育て支援の充実				☐ 実施計画上の主要事業			
関連個別計画	真岡市次世代育成支援対策行動計画					事業期間	☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返（開始年度 昭和36 年度～） ☐ 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）		
法令根拠	児童扶養手当法・真岡市児童扶養手当事務取扱要領								
予算科目	1. 一般会計		3. 民生費		2児童福祉費		2児童措置費		
事業概要	父又は母と生計を同じくしていない児童を養育する家庭の生活の安定と自立を促進し、もって児童の福祉を増進することを目的とする。 〔事業主体〕市 〔対象〕父又は母と生計を同じくしていない児童（18歳に到達する年度末までにある児童又は20歳の誕生日の前日の属する月に政令で定める程度の障害のある児童）を監護している父又は母又は両親に代わって養育している者に対して支給される。 〔支給の制限〕請求者（本人）及び生計同一の配偶者、扶養義務者の個々における所得が扶養親族等の数に応じて定める額未満であれば、手当の一部又は全部が支給される。 〔手 当 額〕平成28年4月分から、全部支給：42,330円・一部支給：9,990円～42,320円、加算額：児童が2人の場合は、5,000円の加算・3人目からは児童1人増すごとに3,000円ずつ加算される。平成28年8月分から、子の加算額変更：児童が2人の場合は、所得に応じて最大10,000円の加算、3人目以降は、所得に応じて最大6,000円ずつ加算される。 〔補助率〕国1/3・市2/3								

1. 現状把握の部 （1）事務事業の目的と指標

①手段（主な活動） 28年度実績 ・児童扶養手当認定請求書を提出（受給資格者）（市） ・審査・調査・認定（市）（受給資格者） ・児童扶養手当の証書を交付（市）（受給資格者） ・毎年8月に更新手続き（現況届）の受付（受給資格者）（市） ・手当の支払事務（4月・8月・12月）（市）（受給資格者） 29年度計画 4月分から全部支給は42,290円、第2子加算額は9,990円、第3子以降加算額は5,990円、一部支給は9,980円～42,280円、第2子加算額5,000円～9,980円、第3子以降加算額3,000円～5,980円	⑤活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移						
	名称	単位	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(見込)
	ア 受給者数	人	579	581	570	567	600
	イ 対象児童数	人	845	841	832	824	830
	ウ 支給金額	千円	269,294	263,939	265,044	270,112	288,890
	エ						
	オ						
②対象（誰、何を対象にしているのか）*人や自然資源等 父又は母と生計を同じくしていない児童（18歳に到達する年度末までにある児童又は20歳未満で政令で定める程度の障害のある児童）を監護している父若しくは母又は父母に代わって養育している者。	⑥対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移						
	名称	単位	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(見込)
	ア 対象児童を監護している母等の数	人	579	581	570	567	600
	イ						
	ウ						
	エ						
	オ						
③意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） 児童を養育する家庭の生活安定と自立を促進する。	⑦成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移						
	名称	単位	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(見込)
	ア 受給者数	人	579	581	570	567	600
	イ 対象児童数	人	845	841	832	824	830
	ウ						
	エ						
	オ						
④結果（どんな結果(上位施策)に結びつけるのか） ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図る	⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移						
	名称	単位	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(見込)
	ア 受給により生活の安定が図られた世帯の割合	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	イ						
	ウ						
	エ						
	オ						

(2) 総事業費の推移			単位	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(見込)	
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	89,816	87,856	88,353	89,799	96,297
			県支出金	千円	0	0	0	0	0
			地方債	千円	0	0	0	0	0
			その他	千円	0	0	0	0	0
			一般財源	千円	181,020	177,087	177,382	182,469	193,361
			事業費計 (A)	千円	270,836	264,943	265,735	272,268	289,658
	人件費		正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1
			延べ業務時間	時間	1,920	1,920	1,920	1,920	1,920
			人件費計 (B)	千円	7,803	8,104	8,045	7,974	7,974
			トータルコスト(A)+(B)	千円	278,639	273,047	273,780	280,242	297,632

(3) 事務事業の環境変化・市民意見等	
①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか。	昭和36年に離婚等の母子に対しても、死別母子と同様な制度が必要であるとの観点から、制度が創設された。
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは 5 年前と比べてどう変わったのか？	・平成元年に手当額改定に物価スライド制が導入された。 ・平成14年8月には地方分権一括法の施行により、認定・支給事務が県より移譲された。 ・平成15年4月の法改正により、母子家庭の自立を図るという趣旨から、平成20年4月以降手当額の一部が減額されるようになった。 ・平成18年度から三位一体改革による税源委譲により、国庫負担率が3/4から1/3に引き下げられた。 ・平成21年3月23日二宮町との合併により、県所管であった事務が真岡市に引き継がれた。 ・平成22年8月の一部法改正に伴い、父子家庭にも拡充された。 ・平成23年4月の障害年金加算改善法の施行により、児童扶養手当と障害年金の子加算の間で受給変更が可能となった。 ・平成26年12月1日から公的年金との併給が可となる。手当額が年金額を上回る場合、その差額を支給する。
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？	受給者から手当支給により生活の安定が図られたとの声がある。

2. 1 次評価の部 ＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	①政策体系との整合性 ・この事務事業の目的は、市の政策体系に結びつくか？ ・意図することが結果（上位施策）に結びついているか？	☒ 結びついている ☐ 見直し余地がある 施策子育て支援の充実のうち、ひとり親家庭に対する生活支援、経済的支援の事業であり、市の施策に結びついている。
	②公共関与の妥当性 ・なぜこの事務事業を市が行わなければならないのか？ ・税金を投入して達成する目的か？	☒ 妥当である ☐ 見直し余地がある 児童扶養手当法に基づく市町村事務である為、妥当である。
	③対象と意図の妥当性 ・対象を限定・追加すべきか？ ・意図を限定・拡充すべきか？	☒ 適切である ☐ 対象を見直す必要がある ☐ 意図を見直す必要がある 児童扶養手当法に基づく市町村事務である為、適切である。
有効性 評価	④成果の向上余地 ・成果を向上させる余地はあるか？ ・成果の現状水準とあるべき水準の差異はないか？ ・何が原因で成果向上が期待できないのか？	☒ 向上余地はない ☐ 向上余地がある 児童扶養手当法に基づく市町村事務である為、向上の余地がない。
	⑤廃止・休止の成果への影響 ・事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☒ 影響がある ☐ 影響がない 児童扶養手当法に基づく市町村事務である為、廃止・休止はできない。
	⑥類似事業との統合や連携の可能性 ・他に、類似の形態の事務事業はないか？	☐ 類似事業がある（類似の事務事業名を記載） ☒ 類似事業はない
	・類似事業がある場合、その事業と統合したり連携を図ることができるか？	☐ 他の事業と統合・連携ができる ☐ 他の事業と統合・連携できない
効率性 評価	⑦事業費の削減余地 ・成果を下げずに事業費を削減できないか？ （仕様や工法の適正化、住民の協力など）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 児童扶養手当法に定められており、削減する余地はない。
	⑧人件費（延べ業務時間）の削減余地 ・やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？ ・成果を下げずに正社員以外の職員や委託でできないか （アウトソーシングなど）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 必要最小限の人件費で実施しており、削減の余地はない。
公平性 評価	⑨受益機会・費用負担の適正化余地 ・事業の内容が一部の受益者に偏って不公平ではないか？ ・受益者負担が公正・公平になっているか？	☒ 公正・公平である ☐ 見直し余地がある 国の基準で実施しているので公平公正である。

3. 改革・改善方向の部

(1) 改革の方向性（改革案・実行計画） ☐ 廃止 ☐ 見直し（ ☐ ：目的妥当性 ☐ ：有効性 ☐ ：効率性 ☐ ：公平性） ☐ 統合 ☒ 継続	(3) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
			コスト																					
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		○																					
	低下																							
(2) 改革、改善を実現する上で克服すべき課題は何か？それをどう克服していくか？																								

4. 事務事業の 2 次評価結果（事業の総括と事業の方向性）

(1) 1 次評価結果の客観性と出来具合 ☐ 記述説明不足（説明責任不充分） ☐ 評価内容が客観性を欠く ☒ 評価内容は客観的と言える		(5) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
			コスト																						
			削減	維持	増加																				
成果	向上																								
	維持		○																						
	低下																								
(2) 2 次評価者としての評価結果 ①目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ②有効性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ③効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり																									
(3) 2 次評価者として判断した今後の事業の方向性 ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的絞込み ☐ 目的拡充 ☐ 事業統廃合 ☐ 事業のやり方改善 ☐ 予算削減 ☐ 予算増大 ☒ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）	(4) その他 2 次評価会議で指摘された事項																								